経済情報コンダクター

## 日子海外界





訪朝の宮崎秀樹参議院協会長に北朝鮮側が明かす

「当時、横田めぐみさんの遺骨探しと再分析を提案した」



片岡 信恒(かたおか のぶつね) 昭和55年片岡法律事務所を設立。40年以上に渡り、取引紛争・契約書作成・労働紛争・医療関係など、法人、及び相続・交通事故・遺言・離婚などの法律問題全般を取り扱っている。 <片岡法律事務所>名吉屋市中区丸の内2丁目19番25号MS桜通7、8階 ☎052−231−1706

## 非行の長男に相続させたくない

【質問】妻は5年前に亡くなり、長男38歳、次男30歳、長女25歳の家族です。財産としては、一軒家(時価3000万円)の自宅と、2000万円の預金、時価1000万円相当の上場企業の株式があります。長男は、素行が悪く高校を退学になり、私に対してたびたび暴力を振るったり暴言を吐いたほか、金融会社から多額の借金を繰り返し、私が尻拭いをしてきました。私は、長男には遺産を渡したくないと考えており、二男に一軒家、それ以外の預金・株式を長女に相続させる、との遺言を残しておきたいと考えています。このようにしておけば、長男へは一切遺産が渡らないようにできますか。また、他に良い方法がありますか。

【回答】まず、何も対策しなかった場合は、長男、 二男、長女は、3分の1ずつの相続分がありま すから、2000万円ずつ取得する権利がありま す。誰がどの財産を取得するかは、原則として 3人の協議によります。当事者間で協議できな ければ、家庭裁判所へ遺産分割調停を申し立て て話し合いをしますが、まとまらなければ、裁 判所が審判をして、分け方を一方的に決めます。

では、相談者が考えた内容の遺言を残した場合はどうなるでしょう。遺言書には、自筆証書遺言と遺言公正証書があります。いずれの場合でも、いったんは遺言通りに、二男と長女が、指定された遺産を取得することになります。ただし、長男は本来の相続分の半分に当たる6分の1、すなわち1000万円については、二男と

長女から、遺留分侵害額請求をして取り戻すことができます。

長男にこのような遺留分の請求もさせたくない、という場合には、「相続廃除」という手段が考えられます。遺留分を有する推定相続人を、相続から外す制度です。

民法 892 条によると、「被相続人に対して虐待をし、若しくはこれに重大な侮辱を加えたとき」、又は「推定相続人にその他の著しい非行があったとき」には、被相続人は、その推定相続人の廃除を家庭裁判所に請求することができる、としています。注意しなけれならないのは、請求したからといって、家庭裁判所が必ず認めてくれるわけではない、という点です。上記の虐待をし、重大な侮辱を加えた、著しい非行があったことを、証拠をもって立証することが必要です。家庭裁判所は、統計的には約 20% しか認めていません。

具体例としては、被相続人に対して日常的に 暴言を吐いて侮辱をしていたとか、被相続人に 対して肉体的、精神的に虐待したとか、被相続 人の財産を勝手に自分のものにした、重い犯罪 を犯した場合には、認められる可能性がありま す。長男が相続廃除されれば、遺留分を失うの で、二男と長女に対して遺留分侵害額請求する ことはできません。

ところで、相続廃除は、被相続人(この場合は相談者=父親)の死後に行うこともできます。被相続人自身が、長男を相続廃除したい、と遺言書に記載している例もあり、この場合には、遺言執行者が廃除の申し立てを行います。